

敷地内配置検討資料

配置比較検討		
	A 案：民有地を取得できた場合（現況敷地）	B 案：民有地を取得できない場合（敷地範囲の縮小）
配置イメージ		<p>民有地と地権者の状況</p>
計画概要	<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎を敷地北西側に整形に配置するとともに、車輛出入口及び車寄せを北側道路に設置。 ・既存別館及び第 2 別館は改修して転用。 ・倉庫棟（平屋 800 m²）を別棟として新築。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎を設置するためのまとまった空地が確保できないため、第 2 別館を撤去したうえで敷地北西側に不整形な形で配置。 ・既存別館は改修して転用、上下水道局は新たに敷地北側に新築。 ・倉庫棟（平屋 800 m²）を別棟として新築。
床面積	・ 18,500 m ² を想定。	・ 18,500 m ² を想定。
階数	・ 地下 1 階 地上 5 階	・ 地下 1 階 地上 5 階（但し北西側は日影規制により 3 階までしか建てられない）
駐車台数（平置）	・ 301 台*	・ 173 台
駐輪台数	・ 167 台	・ 167 台
バイク台数	・ 74 台	・ 74 台
必要緑化面積	・ 敷地面積から建築面積を除いた面積の 30%を緑化する必要あり。（5,534 m ² ）	・ 敷地面積から建築面積を除いた面積の 30%を緑化する必要あり。（4,158 m ² ）
仮設庁舎	・ 不要	・ 不要
考察	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅地からの離隔を確保した位置に配置することが可能。 ・ 北西側にまとまった敷地を確保できるため、整形の使いやすい庁舎を建てるのが可能。 ・ 車輛の主出入口を北側とすることで、ゆとりのある車寄せとバス停を設置可能。 ・ 駐車台数を十分に確保できないため、必要台数を確保するために今後、立体駐車場の整備や上下水道局跡地の駐車場転用などを検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西側住宅地に近接した配置となるため、周辺住宅に対する影響が懸念される。 ・ 敷地の制約条件から不整形の庁舎となるため、内部のプランニングに制約が生じる。 ・ 敷地が狭いため、十分な車寄せとバス停を確保することができない。 ・ 駐車台数を十分に確保できない。立体駐車場の整備や上下水道局跡地の駐車場転用を行っても十分な必要台数を確保できない可能性がある。

※現在、本庁舎・教育委員会・上下水道局に整備されている駐車台数の合計は、来庁者用 364 台、公用車用 148 台の 512 台。